

第173回

横浜市都市計画審議会

議事録

- |   |                  |                             |      |
|---|------------------|-----------------------------|------|
| 1 | 開催日時             | 令和7年1月24日（金）午後1時00分～午後2時50分 |      |
| 2 | 開催場所             | 横浜市市会議事堂3階多目的室（WEB会議形式併用）   |      |
| 3 | 議案               |                             | 2ページ |
| 4 | 出席委員及び<br>欠席委員   |                             | 4ページ |
| 5 | 出席した関係<br>職員の職氏名 |                             | 5ページ |
| 6 | 議事の内容            |                             | 6ページ |
| 7 | 開催形態             | 全部公開                        |      |

# 第173回横浜市都市計画審議会案件表

日 時 令和7年1月24日(金)午後1時開始  
 場 所 横浜市市会議事堂3階多目的室  
 (WEB会議形式併用)

■ 審議案件  
 1 都市計画案件

説明区分	議題番号	件 名	内 容
No. 1	1422	横浜国際港都建設計画 病院の変更	<p><b>【第1号南部地域総合病院】</b>                      本病院は昭和58年の開院以来、地域中核病院として、本市南部の地域医療の中心的な役割を担ってきましたが、近年の医療ニーズの拡大や高度な医療の提供のために、施設の老朽化及び狭あい化が課題となっています。                      そのため、今後も新たな医療ニーズに対応し、政策的医療や高度医療・急性期医療を担うだけでなく、地域完結型医療を実践する医療連携の中核となるため、移転再整備に伴う都市計画病院の区域を変更します。</p>
	1423	横浜国際港都建設計画 道路の変更	<p><b>【3・3・11号環状3号線】</b>                      第1号南部地域総合病院の移転再整備に伴い、当該施設への交通アクセス性及び周辺交通の安全性を向上させることを目的に、新たに右折レーンを設けるため、本路線の区域を変更します。</p>
No. 2	1424	横浜国際港都建設計画 近郊緑地特別保全地区の変更	<p><b>【円海山近郊緑地特別保全地区】</b>                      本地区の特に良好な自然環境を保全し、首都及び周辺地域の住民の健全な生活環境を確保するため、既指定区域と一体となった緑地について、首都圏近郊緑地保全法に基づく近郊緑地特別保全地区を変更します。</p>

No. 3	1425 ～ 1430	横浜国際港都建設計画 特別緑地保全地区の決定	<p>【川井宿町特別緑地保全地区】(1425)  【金が谷特別緑地保全地区】(1426)  【今川町西特別緑地保全地区】(1427)  【羽沢町具行特別緑地保全地区】(1428)  【中田東一丁目特別緑地保全地区】(1429)  【長尾台町特別緑地保全地区】(1430)</p> <p>本地区の周辺住宅地からの優れた風致景観を保全するとともに、地域住民の健全な生活環境を確保するため、都市緑地法に基づく特別緑地保全地区を決定します。</p>
	1431 ～ 1433	横浜国際港都建設計画 特別緑地保全地区の変更	<p>【大倉山特別緑地保全地区】(1431)  【長津田町長月特別緑地保全地区】(1432)  【追分特別緑地保全地区】(1433)</p> <p>既存の区域と隣接する緑地を一体として、本地区の周辺住宅地からの優れた風致景観を保全するとともに、地域住民の健全な生活環境を確保するため、区域を変更します。</p>

■ 報告事項

- 1 生産緑地法第10条の2第3項に基づく特定生産緑地の指定について
- 2 横浜市歴史的風致維持向上計画の策定状況について

出席委員

横浜国立大学名誉教授	高見沢	実
東京大学大学院教授	小泉	秀樹
横浜市立大学国際教養学部教授	齊藤	広子
千葉大学グランドフェロー	池邊	このみ
横浜市立大学国際教養学部准教授	石川	永子
横浜農業協同組合代表理事組合長	柳下	健一
神奈川県弁護士会	菅友	晴造
一般社団法人横浜市建築士事務所協会副理事長	嶋山	圭造
横浜市会議長	鈴木	太郎
横浜市会副議長	福島	直子
横浜市会政策経営・総務・財政委員会委員長	小松	範昭
横浜市会国際・経済・港湾委員会委員長	中島	光徳
横浜市会市民・にぎわいスポーツ文化・消防委員会委員長	くしだ	久恵
横浜市会こども青少年・教育委員会委員長	麓	理恵
横浜市会健康福祉・医療委員会委員長	高橋	正治
横浜市会脱炭素・GREEN×EXPO推進・みどり環境・資源循環委員会委員長	大桑	正貴
横浜市会建築・都市整備・道路委員会委員長	伏見	幸枝
横浜市会下水道河川・水道・交通委員会委員長	伊波	俊之助
自治会・町内会長	古屋	文雄
横浜のまちづくりに携わった経験のある者	佐野	淳
横浜のまちづくりに携わった経験のある者	川口	麻美

欠席委員

政策研究大学院大学名誉教授	森地	茂
東京都立大学大学院准教授	橋本	美芽
横浜商工会議所副会頭	坂倉	徹
公益社団法人神奈川県宅地建物取引業協会副会長	岡田	日出則
神奈川県警本部交通部交通規制課長	水田	隆三

出席した関係職員の職氏名

医療局地域医療課長	山	本	憲	司
医療局地域医療課地域中核病院再整備担当係長	岩	崎		太
みどり環境局公園緑地部公園緑地事業課緑地保全担当課長	大	浦	康	史
みどり環境局公園緑地部公園緑地事業課緑地保全担当課長	二	宮	繁	治
みどり環境局公園緑地部公園緑地事業課緑地保全担当係長	鈴	木	雄	大
みどり環境局公園緑地部公園緑地事業課緑地保全担当係長	河	野	茂	樹
みどり環境局公園緑地部公園緑地事業課緑地保全担当係長	河	村	光	則
みどり環境局農政推進課担当課長	露	木		昇
みどり環境局農政推進課担当係長	岡	田	和	也
都市整備局企画部都市デザイン室担当係長	鈴	木		淳

(事務局)

建築局長	鵜	澤	聡	明
建築局企画部長	清	田	伯	人
建築局企画部都市計画課長	廣	澤	美	津
建築局企画部都市計画課地域計画係長	鶴	和	誠	子
建築局企画部都市計画課都市施設計画係長	矢	野	憲	治
建築局企画部都市計画課調査係長	小	林		武

●事務局

定刻となりましたので、第 173 回横浜市都市計画審議会を開会します。

本日は、森地会長が所用で欠席のため、横浜市都市計画審議会条例第 5 条第 3 項の規定により、会長から事前に指名していただいた高見沢委員に会長代理をお願いしたいと思います。

皆様、いかがでしょうか。(異議なし)

それでは、高見沢委員に会長代理をお願いしたいと思います。

高見沢委員、お席の移動をお願いします。

●事務局

続きまして、審議会の進行等について説明します。

今回も、これまで同様、リモート参加を併用する Web 会議形式とさせていただきます。

次に会議の公開についてですが、横浜市の保有する情報の公開に関する条例第 31 条に基づく公開とし、会場及び Web での傍聴を認め、会議録も公開させていただきます。会場及び Web で傍聴される方は、注意事項をお守りいただき、審議会の円滑な進行と秩序の維持への御協力をお願いします。

続きまして、当審議会の委員を御紹介させていただきます。お手元の資料の委員名簿を御覧ください。

今回、委員の変更がありましたので、新たに就任された委員を御紹介します。

法律分野で、神奈川県弁護士会から御推薦いただいた、菅友晴委員です。

●菅委員

菅です。よろしくをお願いします。

●事務局

建築分野で、横浜市建築士事務所協会から御推薦いただいた、畠山圭造委員です。

●畠山委員

畠山です。よろしくをお願いします。

●事務局

昨年 7 月の公募で選ばれた、市民委員の佐野淳委員です。

●佐野委員

佐野です。よろしくをお願いします。

●事務局

同じく市民委員の川口麻美委員です。

●川口委員

川口です。よろしくをお願いします。

●事務局

次に、定足数についてですが、本日御出席の委員は、現時点で 25 名中 19 名ですので、横浜市都市計画審議会条例第 6 条に定める 2 分の 1 の定足数に達していることを御報告します。

次に、審議案件の説明方法についてですが、事務局が説明に合わせて、前方の画面を展開していきますので、順次御覧ください。

Web 傍聴の皆様におかれましては、事前にメールにて御連絡したとおり、画面共有のほか、横浜市ホームページにも別添資料等を掲載していますので、必要に応じて御参照ください。

次に、御発言の方法についてですが、事前に挙手していただき、会長の指名後に発言していただけるようお願いします。

会場にお越しの委員の皆様は、その場で挙手していただければ、ハンドマイクをお持ちします。

リモートで御参加いただいている委員の皆様は、Zoom の挙手機能を使用して挙手を使用してください。

続いて、議決方法についてですが、会長が議案について、賛否をお諮りし、賛成多数の場合に、会長が議案を了承する旨を宣言します。

その際、委員の皆様には挙手を求めます。

会場で御参加の委員の皆様は、その場で挙手を、リモートで御参加の委員の皆様は、Zoomアプリの挙手機能を使用してください。

最後にリモート参加の委員の方で通信トラブル等があった場合は、事務局（671-2657）まで御連絡いただきますようお願いいたします。

本日の審議案件は、都市計画案件が3件、報告事項が2件です。

事務局からの説明は以上です。

高見沢委員、議事進行よろしく申し上げます。

●高見沢会長代理

それでは、審議案件について、事務局から説明をお願いいたします。

●建築局都市計画課

議第1422号横浜国際港都建設計画病院第1号南部地域総合病院及び議第1423号横浜国際港都建設計画道路3・3・11号環状3号線の変更について御説明します。

これらは関連案件のため、一括して御説明します。

はじめに、本市の医療提供体制について御説明します。

本市では、市民が必要なときに適切な医療を受けることができる体制を整えるため、市域を交通の便等から7つの地域に分け、市立病院や市立大学病院、地域中核病院の整備を順次進めてきました。

その中で南部地域総合病院は地域中核病院の一つとして、本市南部地域医療の中心的役割を担っています。

こちらは現病院の概要です。

市内方面別に整備をした、高度な医療機能を有する「地域中核病院」の第1号として昭和58年に開院しました。

病床数は500床、延床面積は約30,000㎡で、

お示しのとおり、高度医療等に加えて幅広い政策的医療を提供しています。

こちらは位置図です。

赤色でお示ししているのが、現在の南部地域総合病院です。JR根岸線港南台駅の近隣に位置しています。

こちらは航空写真です。

こちらは、現在の都市計画です。

赤色でお示ししているのが都市計画区域で、御覧のとおり、名称、位置、面積を定めています。

次に、移転・再整備の必要性について御説明します。

南部地域総合病院は昭和58年の開院以来、地域中核病院として、本市南部地域医療の中心的な役割を担っています。

しかし、近年の医療ニーズの増大や、高度医療の提供により施設が狭あい化し、現在の敷地では拡充が困難です。

また、開院から40年が経過して施設の老朽化が進んでおり、将来に渡って高度で良質な医療を提供していくため、南部地域総合病院の移転・再整備が必要となっています。

次に、再整備に関する上位計画について御説明します。

「横浜市中期4か年計画」では、「政策17 医療提供体制の充実」において、老朽化が進んでいる南部病院の再整備に向けた支援や検討を進める、としています。

「横浜市都市計画マスタープラン 港南区プラン」では、港南台駅周辺の整備、想定される重点的な取組として、済生会南部病院の再編・再整備が挙げられています。

また、「よこはま保健医療プラン2024」では、「第3章 横浜市の保健医療の目指す姿」において、老朽化が進んでいる南部病院等の地域中核病院について、再整備に向



けた支援や検討を進める必要がある、としています。

こちらは現病院と新病院の位置図です。

黄色が現病院、赤色が新病院を示しています。

新病院は現病院から南東に約 1.2km の場所に位置します。

こちらは用途地域図です。

新病院は準住居地域に指定されています。

こちらは新病院のイメージ図です。

新病院の前面にあるのが、環状 3 号線です。

「環境センター前交差点」に新たに右折レーンを整備し、そこから新病院に入れるようにする計画です。

詳細は後ほど御説明します。

こちらは新病院の施設概要です。

右の表にお示しの通り、新病院の病床数 420 床、延床面積約 38,000 m<sup>2</sup>。診療科数は現在と同じく 31 となります。病床数については、現病院の 500 床から減りますが、これは、機能拡充等のために必要な規模を確保したうえで、医療技術の進歩等による在院日数の短縮化や、地域の医療機関・介護施設等との連携推進を踏まえて、十分なベッド数として計画をしています。

また、新病院では延床面積が増え、病床数が減少することから、ベッドひとつ当たりのスペースが増え、療養環境も改善される計画です。

次に、都市計画変更の内容について御説明します。

都市計画区域は、黄色が変更前、赤色が変更後です。

病院の移転再整備に伴い、赤色でお示しのとおり、位置、面積及び区域を変更します。

続いて、環状 3 号線の変更について御説明します。

都市計画名称は「3・3・11 号環状 3 号線」、

「磯子区杉田 5 丁目」を起点とし、「都筑区佐江戸町」を終点とする、延長約 28 km、代表幅員 22m、車線の数 4 車線の都市計画道路です。

右に示す図のうち、赤線でお示しているのが本路線です。青色で囲っているのが今回都市計画変更を行うエリアです。

それでは、当該地を拡大して御説明します。

こちらは、今回右折レーンを整備する、環状 3 号線の「環境センター前交差点」付近を、それぞれ東西方向からみた現況写真です。

こちらは、現在の都市計画です。

赤色でお示ししているのが都市計画区域で、御覧の通り、名称、起終点、延長等を定めています。

こちらは、右折レーン整備概要です。

環状 3 号線から新病院への交通アクセス性の向上、及び周辺交通の安全性を向上させるため、「環境センター前交差点」付近の道路を一部南側に拡幅し、新たに右折レーンを設けます。

こちらは、将来交通量推計の結果です。

朝 7 時から 19 時までの予測交通量は、西側からは 324 台、東側からは 139 台の増加が見込まれます。

また、新病院の移転に伴い予測交通量が最大となる朝 8 時から 9 時までの予測交通量については、西側からは 82 台、東側からは 35 台の増加が見込まれます。

次に、都市計画変更の内容について御説明します。

都市計画区域は、黄色が変更前、赤色が変更後です。

右折レーン整備に伴い、環状 3 号線の一部を拡幅するため、都市計画区域を一部拡幅します。

なお、環状 3 号線は、都市計画区域以外の定める事項に変更はありません。

最後に、本案件は、令和6年5月15日に公聴会を開催しており、公述申出をいただいた2名の方から公述していただきました。

内容につきましては、お手元の資料、「公述意見の要旨と市の考え方」を御覧ください。

また、都市計画法第17条に基づく縦覧を、令和6年10月25日から11月8日まで行ったところ、「その他」の意見書が1件、1名の方から提出されました。

それでは、提出された意見のうち、主な3件について御説明します。

病院が「老朽化」しているとは思えない。また、「狭あい化」についても、計画案にある延床面積3万8千㎡が、医療技術の進展等に対応した適切な規模か判断できない。

という意見をいただきました。

これに対する、都市計画決定権者の見解ですが、

開業から40年以上が経過し、施設の大規模修繕が必要となっています。

また、1床当たりの床面積も約59㎡と他の地域中核病院と比較しても最も狭く、狭あい化も課題となっていると確認しています。

入院患者の療養環境を向上させるとともに、医療機器の大型化に対応し、高度な医療機能を今後も十分に発揮し続けていくために、再整備時には4万㎡程度の規模が必要となります。としています。

次に、代替候補をどのように検討して候補を絞ったのか、判断過程の全体像が示されていない。

という意見をいただきました。

これに対する、都市計画決定権者の見解ですが、

候補地については、①通院や他医療機関との関係から、現在地から大きく変更は困難。②地域から「港南台地区から移転しないでほしい」との強い要望。③必要な延床面積が確保できる敷地の広さと、救急車のアクセスなど、高度な医療機能を担う急性期病院に適した環境。という条件で検討をしました。

なお、候補地として、旧港南工場敷地、現病院敷地、港南台中央公園、港南台第1中学校第2グラウンド用地が挙げられましたが、建設に適した広さを確保でき、幹線道路からのアクセスもよい「旧港南工場敷地」が移転先として選ばれました。としています。

次に、移転予定地が面している環状3号線が、災害時の第1次緊急輸送路に指定されている点が「盲点」になる。人の横断や進入車両を遮るのは物理的には不可能であり、災害時に優先順位をつけて交通整理できると考えるのは机上の空論である。

という意見をいただきました。

これに対する、都市計画決定権者の見解ですが、

環状3号線は第1次緊急輸送路に指定されており、

災害直後から、避難・救助をはじめ、物資供給等の応急活動のために緊急車両の通行を確保すべき重要な路線で、災害時には道路啓開作業が最優先に実施されます。

そのため、災害拠点病院である南部地域総合病院が緊急輸送路である環状3号線沿いに面していることは適していると考えており、本市の災害対応能力向上につながります。としています。

「意見書の意見の要旨とそれに対する都市計画決定権者の見解」は以上です。

詳細につきましては、お手元の資料の「都市計画案に対する意見書の要旨と都市計画決定権者の見解」を御覧ください。

以上で説明を終わります。

御審議のほど、よろしく申し上げます。

●高見沢会長代理

それでは、議第1422号及び議第1423号について質疑に入ります。

本件は、南部地域総合病院に関する一体の都市計画ですので、質疑、採決ともに一

括で行いたいと思います。

よろしいですか。

(異議なし)

ただいまの案件について御意見、御質問はありますか。

挙手をお願いします。

●大桑委員

栄区に住む栄区選出の市会議員ということもあって、地元とまでは言えないですけど、ほぼ地元でよくここを通るので少し細かいことですけど、質問させていただきたいと思います。

まずその前に今回、できればというか、敷地等があれば、港南台駅前で建替えられることができれば変わらずによかったのでしょうか、いろんな条件の中で位置を変更することは十分に理解できると思います。

ただその上で、今回位置を変えることによって交差点を作るとか、車の流れ・人の流れが変わってくると思います。そこで今回新たに病院になるところですけど、ちょっと住宅地が貼り付いていたり、病院の目の前とか、資料16Pだったと思いますけど、スクールゾーンになっていたりするので、交差点ができたことによって病院に入りやすくなったりとか利便性は向上しているとは思いますが、他の考え方とそのいろんな時間帯にスクールゾーンに車が入ってきてしまったりとかの状況もあると思うのですが、生活道路の安全対策、交通量がそこまで増えないとはいえ、そういう懸念があると思うのですが、対策と地域の意見を教えていただければと思います。

●医療局地域医療課

これまで行ってきた市素案説明会、事業者説明会等で住民の方に御説明した際にもやはり生活道路の安全対策について様々質問をいただいています。当初の計画では信号交差点からの右折ではなく、交差点から直接施設内に入ることはなかなか指導上難しいということで、当初は病院建物に左折イン左折アウト、16Pの地図で見ると右側から車で来て左で入って、出るときも左折で帰っていくという指導を受けていました。住民の方にもそのように当初は御説明していましたが、スライドの10Pの位置図を見ていただきますと、御指摘のとおり港南台駅方面から来る方は、現地の西側(左側)から来るので、左から来た方は右折で入れないので、上にある住宅地に一回左折で入り、もう一度右折で環状3号に出てくることで住宅地の中を通り抜ける車が多いのではないかと御指摘をいただきました。それを踏まえて計画を変えて、警察と協議した上で信号交差点から右折で入れるようにしています。

右折で入る上では渋滞にならないように右折レーンも設け、右折レーンを設ける分を病院の敷地側を多少削って交差点改良を行うことにしています。

この改善で概ね住民の方からは御理解いただいています。今後スクールゾーンのことですとか心配なことがあるかと思しますので、丁寧に説明しながら進めていきたいと思っています。

●大桑委員

まずは利便性というか、来ることによって迂回する車の対策ということで、十分理解はできますが、今後いろんな運用の中でどうしてもスクールゾーン、子どもたちが通るところに車が多く通るとか、そういうことになるかどうか分からないので、状況をしっかりと見てもらって、しっかりと対策を取っていただくようお願いいたします。

あともうひとつ、先ほど港南台から来るという話がありましたが、今は港南台駅前なので本当に駅からすぐ歩いてくるような方が多かったと思いますが、今度は少し離れてしまうので車、バスもあると思います。そうするとまずは港南台から来るとその病院の反対側にバス停が多く止まる、もちろん反対からもありますが、そうするとバス停から道路を横切って病院に入るとかそういう状況になってくると思うので、その辺の安全対策というか、状況について確認できればと思います。

●医療局地域医療課

駅から離れることで、バス便の増便の要望ですとか、あるいは病院専用のシャトルバスについての御要望もいただいています。

病院でもシャトルバスの運用については前向きに考えていきたいということと、バス便等についてはまだ先の話になりますので、これから交通事業者とも協議をしていこうと思っています。

また、横断歩道を渡って病院にお越しになる患者さんもいらっしゃいますので、交差点の横断歩道の信号の長さとかについても、今後警察との信号機の協議で丁寧に進めていきたいと思っています。

●大桑委員

最後に、環状3号線なので4車線ですよ。2車線2車線の4車線で、長い歩道になるのでどうしても高齢者の方とか、渡り切れないこともあったりすると思いますので、その辺しっかりと警察と協議していただいて、先ほどのスクールゾーンについても、うまく協議をしていただければと思います。

また、これは要望ですけど、今日の議案の中には直接話はないのですが、工事、病院の建替えについて、物価高騰などで、スケジュール管理がすごく難しくなってると思いますので、そこについてしっかりと住民の方にも説明をしていただきながら、移転についてスムーズにいくように、十分に配慮し、計画を立てていただければと思います。

●医療局地域医療課

病院とも協議しながら地元の方に丁寧に御説明を進めていきたいと思っています。

●高見沢会長代理

他にありますか。どうぞ。

●伊波委員

スライドの9P、13Pについて、令和6年3月に作成された横浜保健医療プラン2024に記載されているとおり、将来において不足する病床機能の確保及び連携体制の構築とあるわけですが、スライドの13Pに新病院の病床数は現状よりも80床少なくなるとあります。昨年決めた計画で将来において不足する病床機能の確保と謳っているにもかかわらず420床と少なくなっているのはなぜでしょうか。

●医療局地域医療課

2040年に高齢者が増えていくときに必要となる医療機能を増やしていきましようということですが、横浜市においては、リハビリテーションですとか、長期に療養するような病床が不足していくと見込んでいますので、そうした機能を増やしていくと考えています。

一方で南部病院ですとか、市立、市大病院、癌などの高度な医療を行う病床については、現状でも横浜市は充足をしているとプランでも謳っています。

500床から420床に減ることについて、地域の方からもお声をいただいていますけれども、病院ができた当時から比べるとだいぶ医療が進歩しています。

当時は開腹して手術をするようなものについても、現在ですと内視鏡ですとか、あるいは腹腔鏡とってお腹に少し穴を開けて中の手術をするようになり、在院日数が短くなっています。南部病院においてはこの420床で、現状でも十分に機能が果たせると考えています。

●伊波委員

ただ、今横浜市が抱えている課題の一つとして救急車が足りなくなっている、あるいは救急車が現場に到着しても、なかなか病院に搬送されていかないなどのことが私は横浜の命を守る部分での課題だと思っています。

そうしたときに、まずは病院に搬送する体制をしっかりと総務局と医療局でとっていく形の中で、命に別状あり、別状なしと様々な病状によってあると思いますけれども、しっかりと病院の受け入れ体制をこれからしっかりと捉えていく中で、将来これで

充足できますとか、そういうデータをもとにやっていくだけじゃなくて、今課題として救急車が足りない、救急車が入ってもなかなか病院に搬送されない、こういった現状というのはどのように医療局としては捉えているのでしょうか。

●医療局地域医療課

御指摘のとおり、高齢者が増えていったときに、高齢者の救急をどのように受けていくのかというのは医療政策上の大きな課題になっています。これは本市でもそうですし、国においても同様と思っています。今、その地域の中での連携で解決をしていく面で、この港南台の南部病院の近隣には新しく120床の病院ができています。

主に高齢者の回復期とか在宅医療の支援を行うような病床が作られています。

地域の医療機関の議論でも、まずは一旦高度な医療機関が救急車を受け必要な処置をしたらそういう療養ができるような病院に連携をしていく、そういう枠組みを作っていければと議論しています。引き続き医療政策の中で検討していきたいと思っています。

●伊波委員

ありがとうございます。

●高見沢会長代理

はい、その他いかがでしょうか。

私から1件、道路の横断について、意見書にも書かれていますのですが、右折レーンを設けるので、例えばよくある向こうのバス停で止めて渡ってもらうというのではなくて、一旦病院に入ってまた出て、時間のロスになるかもしれませんが、そういうことはこれから協議する対象にはならないのか、横断するのが前提でしょうか。

●医療局地域医療課

おそらく一旦病院の敷地内に路線バスを入れてはということかと思います。シャトルバスを考える場合はおそらくそういうことも検討できるかと思いますが、路線バスについては、交通事業者との協議、あるいは設計上、大型バスが入れる、入れないという難しさもあるかと思うので、基本的には信号をどのようにかけるかということ警察とこれから丁寧に協議をしていきたいと思っています。

●高見沢会長代理

他にはよろしいでしょうか。

●事務局

リモートも特に質問はございません。

●高見沢会長代理

それでは御意見、御質問が出尽くしたようですので、ただいまの議第1422号及び議第1423号について、原案どおり了承してよろしいですか。

御賛同いただける方は、挙手をお願いします。

はい、ありがとうございます。

●事務局

リモートの方からも御賛同いただいています。

●高見沢会長代理

それでは、議第1422号及び議第1423号について、原案どおり了承します。

それでは、次の案件の説明をお願いします。

●建築局都市計画課

議第1424号、円海山近郊緑地特別保全地区の変更について御説明します。

初めに、近郊緑地特別保全地区の概要について御説明します。

この制度は、昭和41年に制定された「首都圏近郊緑地保全法」に基づき定める地域地区であり、良好な自然環境を有する緑地の保全に関し、必要事項を定めることにより、「近郊整備地帯」の無秩序な市街地化を防止し、首都圏の秩序ある発展に寄与することを目的としています。

近郊緑地保全区域についてですが、「近郊整備地帯」内において良好な自然環境を

形成し、相当規模の広さを有している緑地のうち、①無秩序な市街地化のおそれ大きい、かつ、②首都及びその周辺地域の住民の健全な心身の保持・増進、又は公害・災害の防止の効果が著しい土地の区域を「近郊緑地保全区域」として国土交通大臣が定めています。

この「近郊緑地保全区域」内にあって、保全による②の効果が特に著しく、かつ、特に良好な自然環境を有する土地の区域については、「近郊緑地特別保全地区」として、都市計画に定めることができます。

国土交通大臣が定める本市の「近郊緑地保全区域」の指定は1か所で、横浜市と鎌倉市にまたがる「円海山・北鎌倉近郊緑地保全区域」があります。

面積は約1,096haです。

「円海山・北鎌倉近郊緑地保全区域」において、横浜市では、現在、円海山、大丸山、公田の赤色で示す3か所について近郊緑地特別保全地区に指定しています。

また、鎌倉市においても、茶色で示す区域で鎌倉近郊緑地特別保全地区を指定しています。

首都圏近郊緑保全法に基づき国土交通大臣が定める「円海山・北鎌倉近郊緑地保全計画」における近郊緑地特別保全地区の指定基準ですが、首都圏住民の健全な心身の保持及び増進等の効果が特に著しく、かつ特に良好な自然環境を有すること、かつ近郊緑地の効果的な保全のため特に保全対策を講ずる必要があることとしており、それぞれ、留意する点として、自然とのふれあいや環境教育の拠点としての機能を有するものや、樹木の伐採の規制等の保全対策を特に講ずる必要がある区域などが上げられています。

以上の条件を満たす区域について、「近郊緑地特別保全地区の指定」を行うこととなります。

それでは、今回変更する「円海山近郊緑地特別保全地区」について御説明します。

本地区は、栄区、磯子区、金沢区にまたがり、京急本線金沢文庫駅の北西約2.2kmに位置しており、良好な自然環境を形成している樹林地です。

こちらは変更前の区域で、面積は約124haです。

今回、赤く塗られた区域約5haについて、所有者との調整が整ったことから追加し、合計で約129haとなります。

区域区分としては、拡大部分を含め、地区全域が市街化調整区域となっています。

また、その他の地域地区として、主に第1種風致地区に指定されています。

周辺状況としては、地区の中を通るように1・3・2号国道16号バイパス線が整備されているほか、南側には1・3・3号高速横浜環状南線が都市計画決定されています。

こちらは、本地区周辺の航空写真です。

続いて、追加する区域の現況写真です。

植生は、主にコナラ・シラカシ等の広葉樹林で覆われ、一部に針葉樹林、草地があり、良好な自然環境を形成しています。

上位計画における本地区の位置付けですが「横浜市水と緑の基本計画」において緑の10大拠点の一つである「円海山周辺地区」に含まれており、「首都圏レベルの貴重な緑地空間として、近郊緑地特別保全地区の指定拡大を推進」することとしています。

以上により、今回追加する区域は、特に良好な自然環境を保全し、首都及び周辺地域の住民の健全な生活環境を確保するため、近郊緑地特別保全地区を変更します。

なお、本案件につきましては、令和6年10月25日から11月8日まで、都市計画法第17条に基づく縦覧を行ったところ、意見書の提出はありませんでした。

以上で説明を終わります。

御審議のほど、よろしく申し上げます。

●高見沢会長代理

それでは、議第 1424 号について質疑に入ります。ただいまの案件について御意見、御質問はありますか。

挙手をお願いします。

●事務局

リモートの方からも質問は特にございません。

●高見沢会長代理

それでは御意見御質問はないようですので、ただいまの議第 1424 号について、原案どおり了承してよろしいですか。

御賛同いただける方は、挙手をお願いします。

はい、ありがとうございます。

●事務局

リモートの方からも御賛同いただいております。

●高見沢会長代理

それでは、議第 1424 号について、原案どおり了承します。

それでは、次の案件の説明をお願いします。

●建築局都市計画課

議第 1425 号から議第 1433 号までは、特別緑地保全地区に関する案件ですので、一括して御説明します。

特別緑地保全地区は、都市緑地法に基づき定める地域地区です。

都市緑地法は、「都市における緑地の保全及び緑化の推進に関し必要な事項を定めることにより、良好な都市環境の形成を図り、もって健康で文化的な都市生活の確保に寄与することを目的とする」法律です。

特別緑地保全地区の指定要件ですが、都市計画区域内にある、公害又は災害等の防止等に資する緑地や、伝統的又は文化的意義を有する緑地、地域住民の健全な生活環境の確保に必要であり、かつ、風致、景観が優れた緑地、又は、動植物の生息地、生育地となる緑地に該当するものについて都市計画に定めることができるとしています。

次に、本市の上位計画における位置付けについて御説明します。

本市では、平成 18 年 12 月に「横浜市水と緑の基本計画」を、横浜らしい水・緑環境の実現に向けて策定し、平成 28 年 6 月に改訂いたしました。

これに基づく重点的な取組みとして、令和 6 年 2 月に、「横浜みどりアップ計画」を策定しており、緑地保全制度による指定の拡大など、樹林地の保全を推進しています。

これまでに指定した特別緑地保全地区は、全部で 182 地区、面積は約 540.6ha となっています。

本日御審議いただく案件は、赤字でお示しする新規決定案件 6 地区、青字でお示しする変更案件 3 地区の合計 9 地区です。

それでは地区ごとに説明します。

はじめに、議第 1425 号 川井宿町特別緑地保全地区の決定について説明します。

本地区は、旭区の北部にあり、JR 横浜線中山駅の南西約 2.5 km に位置しています。

今回指定する区域の面積は、約 9.6ha です。区域は全域が市街化調整区域に位置しています。

こちらは、本地区の航空写真です。

続いて現況写真です。

地区西側からの景観は御覧のとおりです。

植生は、主にスギ・ヒノキ等の針葉樹林及びクヌギ・コナラ等の広葉樹林で覆われ、良好な自然環境を形成しています。

上位計画の位置づけについてですが、横浜市水と緑の基本計画において、本地区は、緑の 10 大拠点の三保・新治地区に位置しており、特別緑地保全地区や市民の森

などの緑地保全制度に基づく指定や、公園整備などにより、緑地を保全活用するとしています。

また、横浜市都市計画マスタープラン旭区プランにおいては、区内に残るまとまりのある樹林地は、特別緑地保全地区等の緑地保全制度に指定し、旭区の重要な資源である豊かな緑地を保全する、としています。

続いて、議第 1426 号金が谷特別緑地保全地区の決定について説明します。

本地区は、旭区の西部にあり、相鉄本線三ツ境駅の北東約 1.8 km に位置しています。

今回指定する区域の面積は約 0.9ha です。

区域は全域が市街化調整区域に位置しています。

こちらは、本地区の航空写真です。

続いて現況写真です。地区南側からの景観は御覧のとおりです。

植生は、シラカシ等の広葉樹林とスギ等の針葉樹林で覆われ、良好な自然環境を形成しています。

上位計画の位置づけについてですが、横浜市水と緑の基本計画において、帷子川流域の源・上流域に位置しており、樹林地や農地の保全により、源流の景観を保全するとともに、まとまりのある緑を確保するとしています。

また、横浜市都市計画マスタープラン旭区プランにおける位置づけは、先ほどの説明のとおりです。

続いて、議第 1427 号今川町西特別緑地保全地区の決定について説明します。

本地区は、旭区の中央部にあり、相鉄本線二俣川駅の北約 1.3 km に位置しています。

今回指定する区域の面積は約 0.3ha です。

区域は全域が市街化調整区域に位置しています。

こちらは、本地区の航空写真です。

続いて現況写真です。地区北西側からの景観は御覧のとおりです。

植生は、主に竹林で覆われ、一部に広葉樹林、草地があり、良好な自然環境を形成しています。

上位計画の位置づけについてですが、横浜市水と緑の基本計画において、本地区は、帷子川流域の源・上流域に位置しており、樹林地や農地の保全により、源流の景観を保全するとともに、まとまりのある緑を確保する、としています。

また、横浜市都市計画マスタープラン旭区プランにおける位置づけは、先ほどの説明のとおりです。

続いて、議第 1428 号 羽沢町具行特別緑地保全地区の決定について説明します。

本地区は、神奈川区の西部にあり、相鉄新横浜線羽沢横浜国大駅の北西約 700m に位置しています。

今回指定する区域の面積は約 0.4ha です。

区域は全域が市街化調整区域に位置しています。

こちらは、本地区の航空写真です。

続いて現況写真です。地区南東側からの景観は御覧のとおりです。

植生は、主にシラカシ・クヌギ等の広葉樹と竹林の混交林で覆われ、一部に竹林、針葉樹林、草地があり、良好な自然環境を形成しています。

上位計画の位置づけについてですが、横浜市水と緑の基本計画において、本地区は、緑の 10 大拠点の都田・鴨居東本郷・菅田羽沢周辺地区に位置しており、特別緑地保全地区や市民の森などの緑地保全制度に基づく指定や公園整備などにより、緑地を保全・活用する、としています。

また、横浜市都市計画マスタープラン神奈川区プランにおいては、まとまった緑地は、特別緑地保全地区等の緑地保全制度を活用し、緑地の保全を推進する、としています。



続いて、議第 1429 号中田東一丁目特別緑地保全地区の決定について説明します。

本地区は、泉区の東部にあり、市営地下鉄 1 号線踊場駅の北約 400m に位置しています。

今回指定する区域の面積は約 0.8ha です。

区域は、全域が第一種低層住居専用地域に位置しています。

こちらは、本地区の航空写真です。

続いて現況写真です。区域の西側からの景観は御覧のとおりです。

植生は、主にエノキ等の広葉樹林と草地で覆われ、良好な自然環境を形成しています。

上位計画の位置づけについてですが、横浜市水と緑の基本計画において、市街地に残るまとまりのある樹林地を、緑地保全制度に基づく指定や公園整備などにより保全するとしています。

また、横浜市都市計画マスタープラン泉区プランにおいて、まとまりのある良好な緑地について、特別緑地保全地区や市民の森などの緑地保全制度により保全を進める、としています。

続いて、議第 1430 号 長尾台町特別緑地保全地区の決定について説明します。

本地区は、栄区の南西部にあり、JR 根岸線大船駅の北西約 700m に位置しています。

今回指定する区域の面積は約 2.3ha です。

区域は全域が市街化調整区域に位置しています。

こちらは、本地区の航空写真です。

続いて現況写真です。区域の東側からの景観は御覧のとおりです。

植生は、主にシラカシ・クヌギ等の広葉樹林で覆われ、一部に混交林、竹林、草地があり、良好な自然環境を形成しています。

上位計画の位置づけについてですが、横浜市水と緑の基本計画において、緑の 10 大拠点の下和泉・東俣野・深谷周辺地区に位置しており、特別緑地保全地区や市民の森などの緑地保全制度に基づく指定や、公園整備などにより、緑地を保全・活用する、としています。

また、横浜市都市計画マスタープラン栄区プランにおいて、長尾台の樹林地については、周辺の農地と密接にかかわって里山景観を構成していることから、農業の振興と合わせた緑地の保全施策を検討する、としています。

続いて、議第 1431 号 大倉山特別緑地保全地区の変更について説明します。

本地区は、港北区の中央部にあり、東急東横線大倉山駅の北西約 100m に位置しています。

現在、指定されている区域の面積は約 5.6ha です。

今回の変更は、赤塗りの部分の面積約 0.1ha の区域を新たに加えます。区域変更後の面積は、約 5.7ha となります。

区域は、主に第一種低層住居専用地域に位置しており、一部近隣商業地域が含まれます。

こちらは、本地区の航空写真です。

続いて現況写真です。区域の東側からの景観は御覧のとおりです。

追加する部分の植生は、主に竹林と草地で覆われ、良好な自然環境を形成しています。

上位計画の位置づけについてですが、横浜市水と緑の基本計画において、鶴見川流域に位置しており、緑地担保量の向上により、樹林地・農地を保全するとともに、生き物の生育・生息環境に配慮した緑化を推進する、としています。

また、横浜市都市計画マスタープラン港北区プランにおいて、特別緑地保全地区の指定等による緑地の保全など、様々な緑地保全施策の活用により丘陵地の緑を保全する、としています。

続いて、議第 1432 号 長津田町長月特別緑地保全地区の変更について説明します。本地区は、緑区の西部にあり、東急田園都市線すずかけ台駅の東約 1 km に位置しています。

現在、指定されている区域の面積は約 3.4ha です。

今回の変更は、赤塗りの部分の面積約 2.9ha の区域を新たに加えます。

区域変更後の面積は約 6.3ha となります。

区域は全域が市街化調整区域に位置しています。

こちらは、本地区の航空写真です。

続いて現況写真です。区域の北側からの景観は御覧のとおりです。

追加する部分の植生は、主にクヌギ・コナラ等の広葉樹林で覆われ、一部にサクラ・スギ・ヒノキ等の混交林及び草地等があり、良好な自然環境を形成しています。

上位計画の位置づけについてですが、横浜市水と緑の基本計画において、里山の景観の保全として、特別緑地保全地区などの緑地保全制度に基づく緑地の指定により、市街化調整区域などに点在する樹林地の保全を進める、としています。

また、横浜市都市計画マスタープラン緑区プランにおいて、土地所有者や地域の協力を得ながら、特別緑地保全地区や市民の森の指定など、緑地保全施策を活用し緑地を保全する、としています。

最後に、議第 1433 号 追分特別緑地保全地区の変更について説明します。

本地区は、旭区の西部にあり、相鉄本線三ツ境駅の北約 800m に位置しています。

現在、指定されている区域の面積は約 33.3ha です。

今回の変更は、赤塗りの部分の面積約 0.4ha の区域を新たに加えます。

区域変更後の面積は約 33.7ha となります。

区域は全域が市街化調整区域に位置しています。

こちらは、本地区の航空写真です。

続いて、区域内部の現況写真です。

追加する部分の植生は、スギ、ヒノキなどの針葉樹林や、シラカシ、サクラなどの広葉樹林で覆われ、良好な自然環境を形成しています。

上位計画の位置づけについてですが、横浜市水と緑の基本計画において、緑の 10 大拠点の川井・矢指・上瀬谷地区に位置しており、特別緑地保全地区や市民の森などの緑地保全制度に基づく指定や、公園整備により、緑地を保全・活用する、としています。

また、横浜市都市計画マスタープラン旭区プランにおいて、地域の特性を生かしながら、特別緑地保全地区などの緑地保全制度の指定等により優先的に保全・活用する、としています。

最後に、ただいま御説明した 9 地区の、都市計画を変更する理由ですが、大倉山特別緑地保全地区については、公害又は災害の防止等に資するとともに、地域住民の健全な生活環境の確保に必要であり、かつ、風致、景観が優れた緑地として、残りの 8 件については、地域住民の健全な生活環境の確保に必要であり、かつ、風致、景観が優れた緑地として、それぞれ区域を決定及び変更いたします。

今回の指定により、特別緑地保全地区は、6 地区、約 7 ha 増え、全部で 188 地区、約 547.6ha となります。

なお、都市計画法第 17 条に基づく縦覧を、令和 6 年 10 月 25 日から 11 月 8 日まで行いましたが、意見書の提出はありませんでした。

以上で説明を終わります。

御審議のほど、よろしく申し上げます。

●高見沢会長代理

それでは、議第 1425 号から議第 1433 号までについて質疑に入ります。

本件については、一体の都市計画ではありませんが、類似する案件ですので、9 件まとめて質疑、採決をとらせていただきたいと思います。よろしいですか。

(異議なし)

それでは、ただいまの案件について御意見、御質問はありましたら挙手をお願いします。

●池邊委員

本件については、それぞれは非常に小さい面積であり、また市街化調整区域に位置しているものが多いですけれども、隣接しているのはいずれも第一種並びに第二種低層住居専用地域が多いです。

今回の特別緑地につきましては、全てが 10 大拠点にも関係していますし、これだけの面積、本当に一つ一つは少しではありますがありますが、この時代に同意を得て、特別緑地保全地区に指定できるのは非常に喜ばしいことです。

また、それを何らかの形でそれぞれの地域で活かし、冒頭にあったような、防災等に配慮しながら風致や景観に維持した区域として保全してということが横浜市としては、非常に多くの市民のために必要なことだと思っています。

御存知のように、非常に夏が暑くなっておりまして、これだけの緑地が保全されることによって、多くの住宅地に対する気温の低下などにも非常に大きな効果があると思いますので、今回のことにつきましてはぜひとも皆様に御賛同いただきたく意見を申し上げます。

●高見沢会長代理

貴重な御意見ありがとうございました。他はいかがでしょうか。

●事務局

リモートの参加の方からは御意見ございません。

●高見沢会長代理

私から一つ。90P のところで、大倉山だけは理由が若干つけ加わっていて、公害又は災害等の防止に資する緑地となっています。写真などを拝見しますと、結構崖が迫っているようなところで、緑地を保全して防災にも役立てるという趣旨だと思うのですが、一方で横浜は非常に急傾斜地の問題などもあって、最近豪雨とか水害なども多発していたり、あるいは地震が来て崩れたりもあると思うのですが、このような場合にどのような苦労なり、工夫なりをされて、公害又は災害等の防止等に役立つような緑地として指定するのか、補足説明をしていただければと思います。

●みどり環境局公園緑地事業課

大倉山特別緑地保全地区につきまして、スライドで示している中腹あたりの赤いところについて斜面地になっていますが、既に防災工事が行われている土地で、今回地区に追加をすることになっています。

面積が小さいところになるのですが、その北側といいますか左下の方につきましては、今回指定するのが、既指定地の斜面地に隣接する緩衝地帯、上部もまた斜面地になっていて、その緩衝地帯を設けるという意味で指定させていただいています。

新たに特別緑地保全地区に指定させていただく際、全ての緑地を指定するのは難しいところではありますが、例えば今おっしゃっていただきました斜面地等についても、防災対策等を行った上で、緑地が失われない、あとその後、管理をする上で、道路付けがある等の管理がしやすい場所につきましては、土地所有者様の意向があった場合には、丁寧に対応をさせていただきながら、できるだけ特別緑地保全地区として貴重な樹林地の保全に向けて進めていきたいと考えています。

●高見沢会長代理

緩衝地帯を指定するのは、結構チャレンジングとか工夫された例かなと思ってお聞きした次第です。

その他ありますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは御意見、御質問が出尽くしたようですので、ただいまの議第 1425 号から議第 1433 号までについて、原案どおり了承してよろしいですか。

御賛同いただける方は、挙手をお願いします。

●事務局

リモートからも御賛同いただいています。

●高見沢会長代理

それでは、議第 1425 号から議第 1433 号までについて、原案どおり了承します。本日の審議案件は以上です。

引き続き報告事項が 2 件ありますので、事務局から説明をお願いします。

●みどり環境局農政推進課

報告事項 1 「生産緑地法 第 10 条の 2 第 3 項に基づく特定生産緑地の指定について」報告します。

まず、特定生産緑地の概要について説明します。

特定生産緑地の指定は、生産緑地の指定告示から 30 年経過する前に行います。

特定生産緑地の指定期限は 10 年で、その後も 10 年毎に延長することが可能となります。

次に、特定生産緑地の主な指定要件です。

本市の指定要領では、「原則として、1 箇所 300 m<sup>2</sup>以上の規模であること」と「農地等として適正に管理されていること」とされています。

また、生産緑地法では、「農地等利害関係人の同意を得ること」と「都市計画審議会の意見を聴くこと」となっています。

続いて、特定生産緑地の指定手続の流れを説明します。

今回は平成 6 年指定の生産緑地について、特定生産緑地の指定を行いました。

令和 4 年 10 月から手続を開始し、令和 6 年 11 月の都市計画審議会で意見を伺いました。

その後、指定リストを確定させ、令和 6 年 12 月に特定生産緑地の指定公示を行いました。

本日の都市計画審議会では、特定生産緑地の指定結果について報告します。

前回の 11 月都市計画審議会では、対象箇所 A として特定生産緑地の指定要件①から③を全て満たすもの 57 箇所、約 8.5ha、対象箇所 B として、申出基準日までに指定要件を満たす可能性があるもの 12 箇所、約 1.1ha について意見を伺いました。

その後、対象箇所 B については、指定要件を満たしたものはなく、対象箇所 A のみが指定要件を満たすこととなりました。

この結果、今回の特定生産緑地の指定状況については、平成 6 年 12 月 22 日指定告示の生産緑地のうち、57 箇所、約 8.5ha について指定しました。

最後に、全市の生産緑地地区における「特定生産緑地の指定割合」についてです。

現在、生産緑地地区は、1,454 箇所、約 251.0ha が指定されており、特定生産緑地は全体の約 74%となります。

以上で、生産緑地法 第 10 条の 2 第 3 項に基づく特定生産緑地の指定についての報告を終わります。

●高見沢会長代理

ありがとうございました。その後追加はなかったということですね。

ただいまの報告につきまして御意見、御質問がございましたら挙手をお願いします。

●事務局

リモートの委員からは特に質問がないです。

●高見沢会長代理

よろしいでしょうか。

それでは報告事項 1 を終わります。

次の案件の説明をお願いします。

●建築局都市計画課

報告事項 2 「横浜市歴史的風致維持向上計画の策定状況について」報告します。

「横浜市歴史的風致維持向上計画」については、令和6年6月に都市計画審議会で素案を説明させていただきました。

その後、素案に対する市民意見募集を行い、重点区域の範囲等の計画内容を変更し、案として確定しましたので、この度、改めて報告するものです。

「歴史的風致維持向上計画」とは、歴史的風致を地域固有の資産と捉えて、歴史的風致の維持及び向上により個性豊かな地域社会の実現をするための事業を計画するものです。

主な計画に定める事項として、①歴史的風致の設定、②歴史的風致の範囲内で重点区域を指定、③重点区域内で歴史的風致形成建造物を指定します。

重点区域内で歴史的風致形成建造物を指定することで、建造物の修理等への国費導入や税制優遇措置等の支援を受けることができます。

本市における歴史的風致の分布状況です。

「1 横浜開港以来の港との営み」、「2 外国人居留地の形成と多彩な異国文化」、「3 六浦湊を発祥とする海との暮らし」、の3つの歴史的風致を設定しています。素案における「重点区域」は、景観法に基づき歴史的景観資源の保全と活用を行ってきた「景観推進地区」を基本とするとともに、文化財が集積し、今後10年間で具体的な事業を予定している三溪園周辺区域も対象とし、①関内区域、②山手区域、③みなとみらい21区域、④三溪園周辺区域の4つを重点区域に指定しています。

市民意見募集の実施結果について説明します。

意見募集は、令和6年7月30日から8月30日まで実施しました。

周知は、記者発表、広報よこはま、リーフレット配架等により行い、横浜市電子申請・届出システム、メール・FAX・郵送により、意見をいただいています。

意見の提出状況としては、57名、134件の意見が寄せられました。

主な意見の種別としては、

- ア 個別の建造物等に係る要望が24件、
- イ 歴史文化とのタッチポイントづくり、情報共有が19件
- ウ 支援措置の実施、拡充等が14件
- エ 歴史的風致の拡充、追記修正が13件

となります。

主な意見の内容ですが、「ア 個別の建造物等に係る要望」では、「旧根岸競馬場一等馬見所の保全活用の推進」について、「根岸森林公園の馬見所は地域にとって魅力的なランドマークであり、今後とも活かして頂きたい」などの意見がありました。

また、山手区域内の西洋館の保全活用の充実についても意見をいただいています。

次に、「イ 歴史文化とのタッチポイントづくり、情報共有」については、「若年層や学生など普及啓発の拡大」「SNS・VR等を活用した広報の拡大」などの意見をいただきました。

「ウ 支援措置の実施、拡充等」については、「税負担の軽減、助成金の交付・拡充」「相談対応やマッチング等の支援」について意見をいただきました。

そのほか、「エ 歴史的風致の拡充、追記修正」について意見をいただいています。

意見の趣旨を踏まえ、計画案に反映した主なものとして、3章や7章で記載内容の追記を行ったほか、「5章 重点区域の位置及び区域」では、山手区域について、旧根岸競馬場一等馬見所を含む根岸森林公園まで区域を拡大しました。

変更した重点区域です。

スライドの図で緑色で示した範囲が拡大する区域となります。

また、「イ 歴史的風致形成建造物」に旧根岸競馬場一等馬見所を追加しました。

最後に、今後のスケジュールです。

令和7年2月に国へ計画の認定を申請し、3月に認定されれば、4月から計画を運用する予定です。

以上が、「横浜市歴史的風致維持向上計画の策定状況について」の報告となります。

す。

●高見沢会長代理

ただいまの報告につきまして御意見、御質問がございましたら挙手をお願いします。

どうぞ。

●中島委員

歴史的風致維持向上計画、2025年から34年までの案が示されています。

エリア、また建物を指定し、様々な維持向上を図っていくと思うのですが、この長期的な計画案の中、こういう建物、風致を残していくのと同時に、例えば大規模災害が起こったときに、この歴史的風致が壊されてしまうこともあると思うのですが、そういうときに復活させるための手段がこの計画に入っているかどうかをお聞きしたいと思います。

●都市整備局都市デザイン室

計画で方針を二つ立てています。そのうちの一つが歴史的建造物の継承と活用の促進となっています。

横浜市は独自に昭和63年から、建物の保存活用の助成を行ってきました。

その中で復元に対しても助成を行っていますし、今回この計画を作ることによって国費も導入できることとなりますので、さらに歴史的建造物の保全が進んでいくと思っています。

●中島委員

今の説明では維持をしていくということですが、質問したかったのは、具体的に大きな災害が起こったときに建物が壊れてしまった、街が壊滅してしまった、でも歴史的なものを残していこうとすると、例えばドローンなどを活用した測量技術を使った復元可能なデータを残していくとかが技術的にも可能になってきたと思うので、その辺を具体的に、この風致を残していくときに、災害が起こったときでも復活させられるような計画があるかを確認したいと思います。

●都市整備局都市デザイン室

スライドに、施策2 歴史文化とのタッチポイント作りを掲載しています。

その中で、今まで市SNS等で発信していましたが、新たなデジタル技術の活用として、VR、ARなどの新たな媒体を活用した普及啓発の検討も記載させていただきました。今後、いわゆる滅失してしまった建物に関しては、デジタル技術を用いて体感できるような取組を進めていきたいと考えています。

●中島委員

そういう取組をしていくのはわかるのですが、何度も言って申し訳ないですが、復元ができる測量技術が、VRだとかとおけばデータの的にはデジタルデータとして残せますけども、その復元ができる形で、街並み、建物などを技術的なことを使って、きちっと残せるように、また復元できるようにするところが計画にあるかどうかをもう一度確認したいと思います。

●都市整備局都市デザイン室

具体的なエリアとか建物のVR・ARの活用という記載はないのですが、今委員がおっしゃったように、やっぱりVR・ARを活用していくことは重要ですし、今都市デザイン室の方にも、VR・AR、そういうデータ活用のお話も結構来ています。

そういうものを、対話を通して、そういう技術、経験などを蓄積し、今後事例を作っていきたいと考えています。

●中島委員

そういうことも計画上に位置づけていくことも大事なことだと思いますので、今後データで残していく、復元できるようにしていく文化を、なかなか今までは街が壊されて復元するという想定がなかったと思うのですが、今大きな災害が来るという想定の中で、防災・減災が大事な取組で、横浜はこの街並みを、もし本当に大きな災害が

起こったときでも残して行ける、また復元できるということをきちっと位置づけていただければと思いますので、よろしく申し上げます。

●高見沢会長代理

ではどうぞ。

●くしだ委員

今回エリアを広げていただき、議会でも報告を受けていたところですが、私としても非常に期待する計画だと思っています。

以前、私は中区におりましたので、旧根岸競馬場一等馬見所の保全活用の推進が文言で載りまして、大変嬉しく思っています。以前、私が中区にいたときに当局に話を聞いたときには、老朽化とか損傷がだんだん激しくなっていて、非常に厳しい状況だと伺っていましたが、今回指定されたことによって国費などの導入も可能ということですので、ぜひこうした横浜の近代化の歴史が感じられる場所は、計画期間も長いですので、手を入れていただいて、しっかりと活用できるようにしていただけたら大変嬉しく思います。

質問というよりは意見ですが、もう一つ山手エリアもこの根岸競馬場の一体的といえますか、エリアとして広がって活用されていくということですが、この近辺にY C A Cという、開港当初、外国人の方たちがスポーツを通してサロンというかコミュニケーションをとる場を持っていたところが今も残っており、多くの会員の方たちが利用されています。こういったところも横浜の開港の歴史、それから外国人の方たちが横浜で居留していた文化の一端を担っているように私は思っていますので、エリア外にはなるわけですが、そういった一体的な活用というか、様々な形で連携をとっていただいて、ぜひ横浜の魅力の向上に繋げていただけたら大変嬉しいなと思っています。以上、意見として言わせていただきました。

●都市整備局都市デザイン室

温かい御意見ありがとうございました。

●事務局

リモートの池邊先生が挙手されています。

●高見沢会長代理

池邊委員、お願いします。

●池邊委員

案がまとまって大変うれしく思っています。また、エリアも広がって、非常に多様な横浜の歴史的な風致が、より多くの市民、特に、私は今回の計画を大きく広めていただくことにより、より多くの新住民の方々、マンションの居住者、お子さんたちにも是非横浜の開港からの非常に特殊な歴史を含めてひも解くような活動も各学校でやっていただきたいと思います。

それと、先ほどお話のあった海外の方の交流の話では、テニスコート等も国の名勝になっていて、日本で初めてドレスでテニスをしたテニスコートがあるという歴史も横浜の非常に貴重な歴史だと思うので、そういうものを伝えていただいたり、外交官の家とかも伝えていただければと思います。

また神奈川区の方では、また違う海浜の方のものを、あるいは三溪園で様々なものがあるかと思っています。

先ほどの災害の話で、一点、少しお話ししたいことがあります。

以前には、災害のあったところだと、北野地区、様々な外交官の家などがありましたが、こういう計画がなかったので再構築できませんでした。ところが一方で最近に起こった事例ですと、熊本城は非常に多くの市民の方が愛していて、本当に被災直後から被災の状況、あるいは再構築していく状況を見に来る方が非常に多くございました。

ですので、国費プラス、クラウドファンディングが非常に多く集まり、再構築が非常に早く進んだ事例といえます。

是非、こういうものが国費でできるだけではなく、国費プラス一般市民の方々の愛情、アイデンティティー、そういうものを醸成し、多くの方々がそれに賛同し、参加していただき、災害が起こったときには元の横浜を取り戻そうという運動がうまく進むような、そういう契機になればと思っています。

是非、国費だけではなく、一般市民の方々の賛同も非常に支援になることを心止めいただきたいと思います。

●都市整備局都市デザイン室

まず普及啓発が非常に重要だというところがあります。9Pのスライドを御覧ください。意見の中にも若年層や学生などの普及啓発の拡大が多かったです。我々都市デザイン室も、やはり小学生含めた学校教育の中でシビックプライドを醸成していく必要があると考えています。

今回、この計画に位置づけたことによって、より前向きに進めていければと思っています。

二点目の防災面ですと、実は今、政策経営局で新たな横浜市地震防災戦略を策定しています。今年度中に策定される予定ですが、その施策の中で歴史的建造物の耐震化の促進という記載があります。

今後、能登半島の地震もありましたけども、これから来る地震に備えて、耐震化をより進めていきたいと考えています。

●事務局

石川委員が挙手されています。

●高見沢会長代理

石川委員お願いします。

●石川委員

関連している質問なので続けてお願いしたいと思います。

都市デザイン室の質問の答えが半分ぐらい電波の関係で聞こえなかったのも同じ話になってしまうかもしれません。

二つあるのですが、一つは先ほど震災があったときに建物が円滑に歴史的な建造物が復元できるようにというお話があったと思います。AR・VRの話に終始していましたが、もう既にやっているとは思いますが、復元できるように詳細な記録を取っておくとかをされているのかという質問だったと思いますので、その点についてお聞きしたいというのが一点です。

二点目はこういう歴史的建造物の耐震化という話がある中で、耐震のために壊されてしまうようなことがあると非常に残念ですし、耐震のことでかなり見た目が変わってしまったとか、そういう非常に残念なところもあつたりするので、なるべく見た目とかが変わらないような形で、目立たないような形でうまく耐震化をする技術の検討をされているのか、またオールオアナッシングみたいな形ではなくて、ある程度若干壊れてもしょろがないところがあるのだけれども、そこに来られる方がいなくなっていく程度に強化するとか、そういったことも含めて、建物だけではなくて、そこに来られた方々がうまく避難したりというような、ソフト面を検討されているのかをお聞きしたいと思います。

●都市整備局都市デザイン室

まず歴史的建造物の調査等を実施しているのかですが、こちらの方針で歴史資産の調査と情報共有という名目で施策を立てています。

市内に分布する歴史資産は非常に多くございます。その時々状況把握が必要になっていきますので、全市域にある歴史資産を毎年度、今まで令和2年度まで調査をしていました。ここ数年は調査を行っていませんが、現状を把握するのは非常に重要だと思っていますので、ここに掲載した内容を進めていければと思っています。

二点目の耐震の話です。昨今の地震の影響もありまして、歴史的建造物の耐震改修の相談数が増えてきています。



先ほど少し説明しましたが、新たな地震防災戦略でも耐震改修を進めていく、促進していくと書いてあります。

内容としては、外観を変えない形で、できる限り復元に近い形で耐震改修を進めているという状況です。

なので、今までの経験ノウハウを蓄積していくことによって、その中の耐震化の内容に関するブラッシュアップできていくのではないかと我々は思っています。

●石川委員

使っている方のソフト面での避難などについても一緒に考えていただければと思います。先ほどの一つ目のところですが、全数調査の中身が細かいディテールとかそういうものまできちんと記録されているという認識でよろしいのでしょうか。復元されるためのために。

●都市整備局都市デザイン室

全数調査がどれぐらいのレベル感かということですが、基本的には外観の調査になっていますので、内部の詳細なものはございません。やはり外観から見て歴史的に価値があると思うものに関しては、所有者等に当たって地域の保全活用を進めていくような形でお話をしていくようなことになっています。

●石川委員

何度も言っていますが、建物だけではなくてそこを使っている方のソフト面での防災についても、他の部署と一緒に御検討くださいということをお願いいたします。

●都市整備局都市デザイン室

ありがとうございます。

●高見沢会長代理

齊藤委員、お待たせしました。

●齊藤委員

歴史的風致維持向上計画という立派なものが出来上がっていること、これに大変感動しましたので、まず敬意を表したいと思います。そして横浜らしさがわかって素晴らしい計画だと思っています。市民意見募集の結果で、57名134件の意見があった、これも非常に関心が高いということで、横浜のこういう景観に対する関心が高いことを大変嬉しく思っているところです。

この市民意見から大きく2点お願い申し上げたいと思っています。

一点目はイのところ、先ほど池邊委員からも指摘ありましたが普及啓発です。

是非この横浜の素晴らしさを小さいときから植え付けていっていただきたい。子どもの教育とか、子どものうちから関心を持っていただいて、その子どもに対して読み聞かせる、イベントに参加する中で大人も一緒に学んでいくという、もう少し若者視線をぐっと下げていただいたら、もっと層が広がっていくのではないかとということも楽しんで実践していくという意味でお考えいただきたいのが一点目です。

二点目アのところコメントがありまして、相談窓口、補助金とか、これは既にある制度だと思って、先ほども御案内があったと思うのですが、なかなかこういったところが十分に伝わってないことがありますので、併せてこの計画を実践していくツールが用意されている、あるいはないものは引き続き検討いただきたいというお願いです。計画ができて、いかに実践していくかを是非、次に皆さんと一緒に考えていきたいのでコメントさせていただきました。

●都市整備局都市デザイン室

二点の意見ありがとうございます。

子どもの教育、そこから親に派生していくことは非常に重要だと思っています。

先ほども申し上げましたが、小学校の出前授業とか、そういうものを積極的に進めていければいいかなと私は思っています。

二点目の相談窓口の話です。横浜市と協定を結んでいる資産調査会横浜ヘリテージという団体が現在相談窓口になっています。ただし広報・PRが足りないところも

ありまして、なかなか知られてないことがあるかもしれません。

今回の計画策定を機に広報PRをより強くやっていければと思っています。

●齊藤委員

よろしくお願いします。

●高見沢会長代理

福島委員、お願いします。

●福島委員

計画を立てて指定された場合、修復などに国費の導入が今までよりも容易になるという説明もいただいていたのですが、確かに財源は大変大事でありまして、個人で負担するのも大変だし、市が負担するのも大変なので、計画が進まないところもありました。

それで、今後、この財源確保は必ず実施されるということで理解してよろしいのでしょうか。そしてまた市が負担する場合もあるようですが、その辺の財源確保はどのようになっていくのでしょうか。

●都市整備局都市デザイン室

現在市費負担だけで所有者の方々に助成等を行っている状況で、半分国のお金を入れられることとなりますので、やはり助成できる案件が倍増すると考えています。毎年度、これは市と同じですけども、国に要望させていただきまして、国のお金がかどうかを判断する形です。

ここ5年に関しては、横浜市がこの計画を作ったということもあるので、なるべく協力をしていきたいという言葉をしているところです。ただ確約ではないので、毎年毎年協議をしていくことになると思っています。

●高見沢会長代理

高橋委員、どうぞ。

●高橋委員

緑区に旧山下小学校があって、これは学制が敷かれた頃ですからもう明治の頃の建物だったと理解しています。こういう歴史的建造物になってくると、耐震化の問題とか国費を入れるとかあるのですが、こういった活用されて、いろいろなその地域の生業としてお金が動いていって維持されていかないと、人工物は朽ち果てていくというのが自然の常ですから、そういった保全のところというか、そこが生かされていくような形が必要だと思います。そういう意味では北部方面でいうと、青葉台の郵便局が歴史的建造物ではないのですが、近代建造物の中で郵便局が機能縮小したときに、地域ビジネスのコワーキングスペースとか、そういう活用しながら残していくという仕組みに乗っています。ですからこういう歴史的風致維持向上計画で、これから維持していくための国費だけではなくて、そういう経済が回っていくようなものはどう考えているのか教えてください。

●都市整備局都市デザイン室

保全するだけでは歴史的建造物は残っていかない現状があります。やはり活用することによって、歴史資産は輝いていく形になっています。

そこで歴史資産の活用の推進という施策を立てています。

やはり所有者の方は活用にあたって専門的な知識、経験がないこともありますので、そのような業者を紹介できるようなマッチングシステムを構築していきたいと考えています。

加えて、歴史的建造物の、例えば用途を変更する場合、現行規制がかかってくることもあるのですが、例えば文化財であったり、その建築基準法の適用除外が受けられる形もありますので、ここの支援に関しては、都市デザイン室がメインとなって支援していこうと思っています。実際件数も案件も出てきましたし、この蓄積によって活用の促進が進んでいくのではないかと考えています。

●高見沢会長代理

川口委員、お願いします。

●川口委員

今回より初めて参加させていただいています市民委員の川口と申します。

私元々全く違う土地で生まれ育ってしまして、横浜市の歴史的建造物が非常に好きで移住してもう15年になるところです。

ですので、今回のような歴史的建造物を保全する計画がなされていることが非常に喜ばしく思っています。

一つ気になっていますが、私が参加する以前に検討され、お話しされていたら申し訳ないのですが、例えば関内地区の再開発ですとか、あとは北仲地区とかのタワーがたくさん建ってきたりとかして、賑わいがあるのは非常にありがたい話ではあるんですけども、そういったときのインバウンドですとか、あと若者とか、たくさんいらっしゃるかと思うのですが、そのときに歴史的建造物を守るのも保全でたくさんされるかと思うのですけれども、そういった災害とかではなく、いわゆる人災といいますか、人から例えば落書きをされたりとか、ゴミを捨てられたりとか、そういったことに関するいわゆる警備の強化などを検討されているのでしょうか。

あと、私は働いている世代ですが、比較的結構よく見ている方ではあるのですけれども、今回の市民意見募集を見落とししてしまして、その辺りの広報も少し拡充していただければと思います。

●都市整備局都市デザイン室

意見のありました、いたずらとかの管理に関してはハードの計画がメインになるので、掲載はないのですが、歴史的建造物を管理・運営は、誰かの目で見守っていくことが重要だと思いますので、今おっしゃっていただいた管理面での考えは非常に重要だと思います。今後の御意見とさせていただければと思っています。

二点目の市民意見募集の周知に関しては、御存知なかったということで、次回、都市整備局の周りでやる到时候に関しては、より周知を徹底できるように今後の参考とさせていただきます。

●川口委員

ありがとうございます。

●高見沢会長代理

二つだけ短くて結構ですので質問させてください。

一つは、追加されたあの根岸のところ、私も非常に良かったと思うのですが、くっつけるための柄の部分、単に2箇所が一緒だということで繋がっているものなのか、それとも昔から遊歩道でその道自体が重要だと認識されて書いてあるのか、あるいはもしそうだとするとどこに記述があるのかというのが一点。

それからもう一点は、文化財保存活用地域計画が昨年できたと思うのですが、この中でも文化財のところがありますが、例えばさっきの郵便局がどうかわかりませんが、歴史の方だけではなくて文化財の方と一緒にやることによってより効果が高まるものなのか、それとも期待できないのか、その辺の関係性について短くコメントください。

●都市整備局都市デザイン室

山手の区域から根岸森林公園への区域の細い道、これは何かと確かに思われるかと思えます。実はこちらの道は歴史がありまして、外国人歩道になっています。慶応2年に完成した、居留地に住む外国の方のための遊歩道になってしまして、その一部を今回の区域に設定した形です。山手、根岸、本牧を回遊するために作られたということもございます。今回それを入れるだけではなくて、今後やはり山手区域から根岸森林公園の区域までどうやったら市民の方、来街者の方に来ていただけるかと考えると、サイン計画、その移動手段も検討していかないといけないことも踏まえまして、この計画にこちらの取組も入れさせていただきます。

二点目、文化財の地域計画ですけれども、地域計画の中で、歴史を生かしたまちづく

りという施策が含まれています。

その中で歴史的風致維持向上計画の策定という取組がありまして、これをもとに、実はこの地域計画の重点区域、文化財が集積する区域と、この歴史的風致維持向上計画の重点区域がほぼ同じという形になっています。

そのため文化財と、この歴史を生かしたまちづくりを推進する区域を同じにすることによって、文化財の観点、あとは歴史を生かしたまちづくりの観点から、両輪でまちづくりを進めていくことを連携してやっていければと思っています。

●高見沢会長代理

両方の制度はそんなに古くはなく、わりと最近作られたと思うのですが、横浜市でちょうど相次いで、相当意識して作られたので、今後うまくやれるといいかなと期待しています。

●都市整備局都市デザイン室

ありがとうございました。

●高見沢会長代理

その他よろしいですか。それでは報告事項2を終わりたいと思います。

それでは事務局から事務連絡をお願いします

●事務局

事務連絡をさせていただく前に、一部修正がございましてその説明をさせていただきたいと思いますがよろしいですか。

先ほど説明させていただきました特別緑地保全地区の指定状況について、一部修正がありますので、担当局から説明させていただきたいと思います。

●みどり環境局公園緑地事業課

先ほど御審議いただきました特別緑地保全地区の決定ですが、議第1425号から議第1433号までの地区についてですが、合計の数値に誤りがありました。

これまで182地区、約540.6haだったものが、今回6地区増えまして188地区になります。

それから、540.6haから今回の追加により17.7ha増ということになりまして、合計558.3haとなります。

大変失礼しました。

●事務局

申し訳ありません。一部資料に誤りがあったものでお詫びさせていただきたいと思っています。

それでは、最後に事務局から、次回開催の予定をお伝えしたいと思います。

次回開催は、令和7年3月27日木曜日午後1時開始を予定しています。

正式な開催通知については、後日、改めてお送りいたしますので、よろしくお願い申し上げます。

事務局からの連絡事項は以上です。

●高見沢会長代理

では、以上を持ちまして、第173回横浜市都市計画審議会を閉会します。

本日は、長時間にわたり御審議いただきまして、ありがとうございました。